3　内閣サイバーセキュリティセンター長は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、内閣サイバーセキュリティセンターの事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

第七条第一項中「若しくは内閣情報調査室」を「、内閣情報調査室若しくは内閣サイバーセキュリティセンター」に改め、「掌理する事務」の下に「（内閣サイバーセキュリティセンターにおいてつかさどるものを除く。以下同じ。）」を加える。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一、〇八三人」を「一、〇九三人」に改め、同表合計の項中「二九六、五九六人」を「二九六、六〇六人」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年一月九日）から施行する。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「内閣官房副長官補」の下に「若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長」を加える。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項

二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項

（電波法施行令の一部改正）

第三条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第四条の二第二項第一号」を「第四条の三第二項第一号」に改める。

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第四条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第三欄中「第四条の二第三項」を「第四条の三第三項」に、「第四条の二第一項」を「第四条の三第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百二号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表欧州の項中「アルメニア

685,400	661,600	637,700	566,300	494,900	447,200	399,600	375,800	352,000
328,200	」を「アルメニア			710,000	690,000	645,400	621,600	597,700
526,300	454,900	407,200	359,600	335,800	312,000	288,200	」に改め、同表アフリカの項中「ナミビア	
				550,000	530,000	499,900	482,400	464,800
412,200	359,600	324,500	289,400	271,900	254,300	236,800	」を「ナミビア	
	590,000	570,000	539,900	522,400	504,800	452,200	399,600	364,500
329,400	311,900	294,300	276,800	」に改める。				

附　則

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十六年十一月二十二日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三号

平成二十六年十一月二十二日の地震による長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十六年十一月二十二日の地震による災害で、長野県北安曇郡白馬村及び小谷村の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置